国民体育大会競技会検査(ICT)実施要項

1. 目的
　この実施要項は、国民体育大会（以下「国体」という。）におけるドーピング防止活動のうち競技会検査（ICT）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2. 競技会検査（ICT）の実施
　公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）は、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）、開催地都道府県（以下「開催県」という。）、会場地市町村、日体協加盟競技団体及び都道府県体育協会等関係諸機関・団体と連携し、「日本ドーピング防止規程」（以下「規程」という。）に基づきICTを実施する。

3. 検査の計画
　検査の計画は、JADAが立案し、実施する。

4. 競技会検査（ICT）対象競技及び競技者の選定
(1) 競技会検査（ICT）は、全ての正式競技の競技者を対象とする。
(2) 検査対象競技者は、競技会検査（ICT）当日、JADA及び検査員により、競技成績若しくは無作為等により選定する。

5. ドーピング検査への同意
　国体期間中において、競技者は常に、**競技者の署名及び捺印**がなされている**「国民体育大会ドーピング検査同意書」**（以下「同意書」という。）を携帯するものとする。なお、**競技者が未成年者の場合、保護者（親権者）は同意書の内容を確認の上、同意書へ署名及び捺印**をすること。

6. 競技会検査（ICT）の通告・検査対象競技者の確認等
(1) 通告は、競技終了後若しくは表彰式終了後に検査対象競技者に直接通告を行うが必ずしもこの限りではない。検査対象競技者の関係者（監督、本部役員、引率者等）への事前通知は行わない。
(2) 通告を受けることを回避若しくは拒否した場合、ドーピング防止規則違反となり制裁の対象となる可能性がある。
(3) 都道府県選手団の関係者（監督、本部役員等）は、必要に応じ当該県の競技者がドーピング検査の対象となっているかを、IDの提示と競技者名を検査員に告げることで検査員に確認をすることができる。検査員は、検査対象競技者への通告完了後であれば、関係者（監督、本部役員等）にその情報を伝えることができる。

7. 競技会検査（ICT）における注意点等
(1) 競技会検査（ICT）は、競技会の一部であり、競技会検査（ICT）が終了するまで競技会が終了したとは見なされない。
(2) 検査実施に当たり、競技者本人を確認するために写真付身分証明証の提示が求められる。
　身分証明書例：写真貼付済み国民体育大会選手カード（裏面：国民体育大会ドーピング検査同意書）、運転免許証、学生証（写真付）、社員証（写真付）等
(3) 競技会検査（ICT）は、規程で定められた量及び濃度の検体の提出が完了した段階で終了となり、検査手続きの中断は原則として認められない。
(4) 検査対象競技者に限らず、国体に参加する全ての競技者は、競技会検査（ICT）の対象となることを前提としたスケジュール調整（移動・宿泊手配含む）が求められる。
(5) 検査対象競技者の関係者（監督、本部役員、引率者等）は、必要に応じ、宿舎における当該競技者の食事の確保等を要請することができる。
(6) 競技会検査（ICT）の対象となったことにより、競技会場から競技会場最寄駅への公共交通機関等の運行時間が繰下るなどした場合の、検査対象競技者及び同行者等の移動等に係る経費については、検査対象競技者側の負担とする。ただし、次の各条件に該当する場合の各指定区間の移動に係る経費については、日体協が負担する。
1）開催県内滞在宿舎に帰宿する場合
① 競技会場最寄駅を発着する公共交通機関が運行しており、経済的な通常の経路及び方法により開催県内滞在宿舎へ帰着可能な場合の、競技会場から競技会場最寄駅までの区間。
② 競技会場最寄駅を発着する公共交通機関が運行しており、公共交通機関では開催県内滞在宿舎へ帰着不可能な場合の、競技会場から開催県内滞在宿舎までの区間。
2）公共交通機関を利用すると、当日中に開催県外の自宅等へ帰着不可能な場合で、急遽、開催県内のホテルを手配した場合
① 競技会場最寄駅を発着する公共交通機関が運行しており、経済的な通常の経路及び方法により帰着可能な場合の、競技会場から競技会場最寄駅までの区間。
② 競技会場最寄駅を発着する公共交通機関が運行しており、公共交通機関ではホテルへ帰着不可能な場合の、競技会場からホテルまでの区間。
※ 上記①②ともに、手配したホテルは開催県内でもっとも原則とする。また、手配したホテルの宿泊等に係る経費は検査対象競技者側の負担とする。

8. 治療目的使用に係る除外措置（TUE）
(1) 治療目的で禁止物質・禁止方法を使用する際は治療目的使用に係る除外措置（以下「TUE」という。）の申請が必要であり、申請がJADA-TUE委員会による承認されれば、禁止物質・禁止方法を治療目的で使用可能となる。
(2) TUEは、原則としてTUE大会開始の30日前までに申請が必要である。その後も申請は受け付けられるが、大会出場日までに審査が間に合わない可能性もあることから、可能な限り早急に申請すること。
(3) 緊急の治療目的で禁止物質・禁止方法を使用する必要がある場合は、治療開始後のTUE申請手続きが認められる。治療開始後早急にTUE申請を行うこと。
(4) 大会期間中における緊急のTUE申請は、競技会場及びIOC会場では受け付けされない。緊急時は、JADA-TUE委員会宛にFAXで申請し、追って原本を必ずJADA-TUE委員会宛てに郵送すること。

9. 競技会検査（ICT）の周知
　日体協加盟都道府県体育協会等は、派遣する競技者及び関係者全員に対し、この実施要項の内容を周知し、全ての正式競技の競技者が検査対象競技者になる可能性があることの認識を持たせるように努めること。

以上

【JADA事務局問合せ先】
担当部署：ファンクラブ
電話：03-5943-9800
FAX：03-5943-9801
E-mail：kokutai@playtruejapan.or.jp

【TUE申請問い合わせ先・送付先】
担当部署：TUE力ンター
電話：03-5963-8030
FAX：03-5963-8031
E-mail：tue-kokutai@playtruejapan.or.jp
<送付先>
〒115-0056
東京都北区西が丘3-15-1
国立スポーツ科学センター内
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
TUE委員会宛

国民体育大会
選手カード

選手本人
顔写真
貼付

タテ4cm×ヨコ3cm

氏　　名 _____

所属都道府県 _____

競技・種目名 _____

国民体育大会に参加する選手は必ずこの用紙に署名捺印の上大会期間中は常に携帯してください。

国民体育大会ドーピング検査同意書

公益財団法人 日本体育協会　御中

私は、国民体育大会への参加にあたり、下記のことに同意します。
①参加する大会の実施要項総則及び日本ドーピング防止規程を遵守し、ドーピング検査を受けること
②ドーピング防止規則に違反した場合、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」に従うこと、また処分や裁定の内容に不服の場合、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託し、その判断に従うこと

平成　年　月　日

選手氏名 _____ 印

（西暦）
生年月日 　年　月　日　**性別** 男・女

選手が未成年の場合
　私は、上記選手の保護者（親権者）として、上記選手が国民体育大会へ参加することに同意するとともに、上記について同意します。

平成　年　月　日

保護者 _____ 印
（法定代理人親権者）

Ver. 2012